○矢掛町サテライトオフィス入居事業者募集要綱

令和3年3月19日告示第42号令和3年9月28日告示第163号改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が設置したサテライトオフィスを活用して企業等の事務所等を誘致し、働く場の確保や新たな人の交流を生むことにより地域の活性化を図るため、サテライトオフィスに入居する事業者に対して、この要綱に定めるところにより、募集を実施し、入居する事業者を選別し、決定する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) クリエイティブ事業とは、WEB制作・デジタルコンテンツ制作関連、システム開発・ プログラミング関連、CG・ゲーム・ソフト制作関連、デザイン・写真・イラスト関連、 音楽・アート・芸能関連、インテリア・設計関連、技術開発関連のことをいう。
 - (2) SOHO事業とは、各種インターネットサービス・eビジネス、出版・編集関連、マーケティング・調査・企画関連、広告・広報関連、コンサルティング関連、販売・代理店関連のことをいう。

(名称及び所在地等)

第3条 矢掛町サテライトオフィスの名称、所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所在地	
矢掛町サテライトオフィス	矢掛町里山田2365-1	

(入居事業者)

- 第4条 このサテライトオフィスの入居を受けることができる者(以下「入居事業者」という。) は、次のこの要件をすべて満たす者とする。
 - 1 申請時において、県外でクリエイティブ事業又はSOHO事業を営んでいる事業者である こと。
 - 2 矢掛町サテライトオフィスに入居した場合,少なくとも1名以上が常駐し,かつ事業活動を5年以上行うこと。
 - 3 個人事業主の場合は、過去3年間の平均年間所得が400万円以上であるか、入居後に 同水準の所得が見込まれること。
 - 4 サテライトオフィスへ常駐する者は、矢掛町内に移住し、5年以上在住すること。

- 5 オフィス棟と居住棟の両方に入居すること。
- 6 市町村区民税ほか国及び公共団体等へ納付すべき納付金を滞納していないこと。
- 7 サテライトオフィスへ常勤する者及びその同一世帯員並びにサテライトオフィスに勤務 する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行わないものであること。
- 9 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行わないものであること。
- 10 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない事業者であること。
- 11 近隣住民や地域社会との協調に努め、騒音や振動、公害などにより周囲に悪影響を及ぼさないこと。
- 12 申請に関して、不正な行為がないこと。
- 13 新たに発生する雇用については、率先して矢掛町民の雇用を図ること。

(入居管理費の額等)

第5条 サテライトオフィスの入居管理費については、オフィス棟1月80、000円、居住棟 1月40、000円とし、合計120、000円を管理者に支払うものとする。

ただし、上下水料金、電気料、電話料金等、その他入居事業者の負担となるべき諸経費については、入居事業者の負担とする。

2 オフィス棟については、入居後3年間は無償とする。

ただし、5年以内に退去する場合は、退去時に、無償となった期間の管理費を支払うものと する。

(入居認定)

- 第6条 入居の認定を受けようとする入居事業者は、あらかじめ、矢掛町サテライトオフィス入 居認定申請書等(様式第1号~第5号)必要書類を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による入居認定申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適 当と認める場合は認定の決定を行い、入居事業者に対して矢掛町サテライトオフィス入居認 定・非認定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(入居後の土地建物の改修等)

3 入居認定された場合は、町長と入居事業者とで別途契約書を締結するものとする。

- 第7条 前条の規定による認定の通知を受けた入居事業者は、土地建物の改修は原則できないものとする。ただし、改修を行わなければ、事業継続が困難になる等、やむを得ずサテライトオフィスの改修を行いたい場合は、速やかに矢掛町サテライトオフィス改修等認定申請書(様式第7号)を町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による改修等認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当 と認める場合は改修等認定・非認定の決定を行い、入居事業者に対して矢掛町サテライトオフィス改修等認定・非認定通知書(様式第8号)により通知するものとする。なお、改修に要す る費用は全て、入居事業者が負担するものとする。
- 3 退去する場合、改修した箇所を町に確認してもらい、原則元の状態に戻すこととする。なお、 その費用についても入居事業者が負担するものとする。ただし、町長が元の状態に戻す必要が ないと認めた場合はその限りでない。

(認定の取消し)

- 第8条 町長は、入居事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第2項の認定又は前条第2項の改修等認定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により認定又は改修等認定を受けたとき。
 - (2) 認定を受けた事業者が、他の事業者に貸し付けたとき。
 - (3) 改修等認定手続によることなく、矢掛町サテライトオフィスの改修等の内容を変更したとき。
 - (4) その他この要綱に違反する事実があったとき。
- 2 町長は、前項により認定又は改修等認定を取り消したときは、書面により速やかに通知するものとする。

(指示事項の遵守)

第9条 入居事業者は、町長が事業報告を求めるなど、その他必要な指示をした場合は、これに 従わなければならない。

(管理費の支払)

- 第10条 入居事業者は、第5条の規定による管理費の納付通知を受けたときは、納付期限までに支払を行うものとする。
- 2 入居事業者は、管理費の支払を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で 延滞金を町に納付しなければならない。
- 3 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、入居事業者

の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができる。 (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。